

仙台市市民協働事業提案制度 募集要項

平成 26 年度協働事業提案を募集します。

地域の身近な課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決していく制度です。団体の専門性やネットワークを生かし、仙台市とともに取り組むことで、地域のニーズにこたえることが見込める事業提案を募集します。

事業提案募集に関するスケジュール

○事業説明会 平成 25 年 6 月 11 日(火) 午後 6 時～

※ 募集事業の説明を行います。提案予定の団体はできるだけご参加ください。

○事前相談

事業提案にあたっては、事前相談を必ず行っていただきます。

(事前相談期間:平成 25 年 6 月 13 日(木)～7 月 9 日(火))

○事業概要書提出締切 平成 25 年 7 月 10 日(水)

※ 事業概要書を提出いただき、市の関係部署と事前協議を行います。

※ 事前協議を踏まえ、提案団体へのヒアリングを行う場合があります。

○事業提案書提出締切 平成 25 年 8 月 9 日(金)

○公開プレゼンテーション 平成 25 年 8 月 31 日(土)

事業提案方法についての詳細は、要項 3 ページをご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ先

仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL 214-8002 / FAX 211-5986

1 募集する事業

●協働事業について

協働事業は、団体(※対象となる団体については2ページをご覧ください。)と市が互いに協力して、地域社会の課題を新しい発想と手法で解決し、地域のニーズにこたえることにつながるものです。

実施にあたっては、団体と市が課題を共有したうえで事業実施目的を確認し、各自の役割分担等を明確にしたうえで、地域社会の課題解決につなげていきます。

(1) 協働事業の要件

募集する事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- ① 公益性が高い事業で、市の施策目標に合致するもの
- ② 市と協働で取り組むことにより具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が高まるもの
- ④ 提案団体の事業として実施することが可能であるもの
- ⑤ 課題解決に向けた新たな視点を取り込まれているもの
- ⑥ 予算の見積もり等が適正であるもの

●事業のテーマや分野を問いませんが、次のような事業は対象となりません。

- ① 提案団体が現在行っている事業
- ② 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではない事業
- ③ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われる事業

※ 団体に対する助成事業ではありません。

(2) 事業期間

事業期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までです。

ただし、事業継続が認められる場合があります。

この場合についても改めて提案をいただき、審査を受ける必要があります。

なお、この制度を活用した事業継続は翌年度限りです。

2 対象となる団体

- (1) 仙台市内に事務所及び活動場所を有する団体（NPO、ボランティアグループ、市民活動団体、公益法人、自治会・町内会、企業等）であって、次の要件を満たすことが必要です。
- ① 5名以上の会員で組織していること
 - ② 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、会員名簿を備えていること
 - ③ 予算・決算を適正に行っていること
 - ④ 原則として、提案時点で1年以上継続して活動していること
 - ⑤ 事業の業務を遂行できる能力又は実績を有すること
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
 - ⑦ 暴力団、又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと
- (2) 事業を実施する地域などにおける他の団体との連携が必要です。

3 事業費

(1) 経費負担

- ・採択事業の経費については、提案団体と市が双方で負担することとし、市の負担額は全体事業費の9/10以内とします。
- ・平成26年度の市の負担額については、予算の範囲内とします。（平成25年度は1,000万円です。ただし、26年度の予算額は未定です。）
- ・団体負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労働力を団体の労力換算額として加えることができます。

【例】 全体事業費200万円の場合：（団体負担額は20万円以上必要。自己資金が10万円のみの場合、無償の労働力をその実態に応じ10万円以上計上することも可能です。）

※ 労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです。詳細は別紙「事業収支予算書(第4号様式)の記入について」をご覧ください。

(2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

※ 対象とならない経費

- ・提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品購入費、団体の打合せでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費

4 事業提案方法

(1) 事業説明会

平成25年6月11日(火) 午後6時～ 仙台市市民活動サポートセンター 6階 セミナーホールで開催します。

なお、事業説明会後は、市民活動サポートセンターにて随時事前相談をお受けします。



(2) 事前相談(必ず行っていただく必要があります。)

事前相談期間:6月13日(木)～7月9日(火)まで(6月26日(水)を除く。)

事前相談は、提案内容が協働事業としての対象を満たすものになっているか、協働事業を実施するにあたって関係する部署への協議のために必要な内容となっているかなどを確認させていただく場です。

事前相談について、下記にてご相談をお受けいたします。

まずはお電話ください。(相談時間:午前10時～午後8時(日・祝日は午後5時))

仙台市市民活動サポートセンター 仙台市青葉区一番町四丁目1番3号
TEL 212-3010 / FAX 268-4042



(3) 事業概要書の提出

平成25年7月10日(水)午後5時までに市民協働推進課へ直接ご持参ください。

(郵送等では受け付けいたしません)

<提出書類>

- ・事業概要書(第1号様式)
- ・団体概要書(第2号様式)
- ・団体の定款、規約、会則、団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレット等)

※ 事業概要書の内容により、協働事業を実施するにあたって関係する部署と事前協議を行います。

※ 事前協議を踏まえ、提案団体へのヒアリングを行う場合があります。



(4) 事業提案書の提出

事前協議内容を踏まえ、平成25年8月9日(金)午後5時までに市民協働推進課へ直接ご持参ください。(郵送等では受け付けいたしません。)

<提出書類>

- ・事業提案書(第3号様式)
- ・事業収支予算書(第4号様式)
- ・役員・会員名簿、前年度活動報告書、前年度収支計算書

※ 様式(第1号～第4号)については、仙台市ホームページ(<http://www.city.sendai.jp/>)からダウンロードできます。

お申し込み・お問い合わせ先
仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課
仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階(アーバンネット勾当台ビル)
TEL 214-8002 / FAX 211-5986

5 事前相談から事業実施までの流れ

事業説明会 6月11日(火)

「事前相談」
必ず行っていただく必要が
あります。
・6月13日(木)～
7月9日(火)
午前10時～午後8時

○事業説明会では募集する事業についての概要説明、手続き等について説明の後、参加団体との情報共有の場を設けます。

(随時受付・要予約)

○市民活動サポートセンターで事業概要書提出に向け、事前の相談を受け付けします。

(TEL:212-3010) 6月26日(水)を除く。

事業概要書の提出 7月10日(水)午後5時まで

直接ご持参ください。(郵送不可)

「事前協議の実施」
「ヒアリング」

○事業概要書を提出いただき、市の関係部署との協議を実施します。

○提案団体へのヒアリングを行う場合があります。

事業提案書の提出 25年8月9日(金)
午後5時まで

○関係部署との協議経過を踏まえ、事業内容に反映のうえ、事業提案書をご提出ください。

直接ご持参ください。(郵送不可)

公開プレゼンテーション 25年8月31日(土)

○公開プレゼンテーションの後、検討会による審査を行い、採択候補事業の決定を行います。

・採択候補事業の決定 25年9月中旬
・事業内容の確認

○採択候補団体と市で協議を行い、事業内容を相互に確認します。

・協定書締結 26年3月中旬

○議会での平成26年度予算議決後、相互に協定書を締結します。

・事業実施(26年4月)

○事業実施にあたっては、互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。

・中間報告(26年10月頃)

○事業実施状況等について中間期に報告会を開催します。

・事業完了(27年3月末まで)

・事業報告・評価 (27年5月頃)

○事業実施後は、報告書等の作成をいただき、事業報告会を開催し、事業成果の評価などを行います。

6 事業採択

(1) 事業採択基準

※ 事業採択にあたっては、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取り組みが実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

(2) 採択予定事業数

予算の範囲内で決定します。なお、事業内容の詳細及び事業費については、団体と協議し調整を行う場合があります。

(3) 第三者機関による審査等

検討会を設置して、提案された事業の審査を行い、採択候補事業の決定を行います。その結果をもとに、仙台市が採択事業を決定します。また、検討会においては、事業実施に向けた助言、評価等を行います。

7 その他

(1) 事業費の精算

- ① 事業終了後、報告書等をもとに金額を確定し、精算を行います。
- ② 事業終了後に、領収書の写しや収支決算書等を添付した精算報告書(第5号様式)を提出していただきます。
- ③ 事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

(2) その他

本来は、事業がすべて完了した後で、負担金の支払いを請求することができますが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費(例えば、会場使用料など)については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

8 Q&A

募集事業について

Q1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。

A1 事業の実現性などの点から1団体1提案となります。

対象となる団体について

Q2 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。

A2 法人格についての有無に関わらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

Q3 他の団体との連携した実施体制が必要とあるが、2団体以上での応募が要件となるのか。

A3 単独の団体からの提案であっても、他の団体と連携して事業実施にあれば、応募要件を満たします。なお、提案団体として次のような形があります。

- ・単独団体による提案(他団体との連携が必要)
- ・複数団体の連名による提案
- ・提案事業実施のために新たに組織した協議体による提案

Q4 個人での提案はできないのか。

A4 仙台市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行う体制は組織性が必要と考えますので、個人は対象外となります。

申込方法等について

Q5 事前相談を受け付けるとあるが、必ず相談を行う必要があるか。

A5 事前相談は、提案内容が協働事業としての対象を満たすものになっているか、協働事業を実施するにあたって関係する部署への協議のために必要な内容となっているかなどを確認させていただく場です。必ず市民活動サポートセンターへ事前相談においでください。なお、事業説明会にご参加いただけない場合は、個別にご相談に応じます。

Q6 他団体との連携が必要とのことだが、どういう団体と連携すればよいか分からない。どうすればよいのか。

A6 市民活動サポートセンターには、NPO法人の情報等がありますので、連携団体情報等について、お気軽にご相談ください。

Q7 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A7 協働事業であり、提案団体、市それぞれに帰属することになります。なお、事業実施にあたっては、締結する協定書において、その旨を規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

事業費等について

Q8 「無償の労働力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A8 自己資金が少ない(事業総額の 1/10 に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

Q9 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A9 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、仙台市から助成を受ける事業はこの事業の対象とはなりません。

Q10 当初想定していなかった収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A10 物品を製作して販売により得られた収入等については、その製作に要した支出経費を勘案し、協定書で定めた負担割合に応じて精算を行います。

Q11 事業は4月からスタートするが、準備経費として3月に支出する事業費を計上することは可能か。

A11 支出経費は事業期間内に、実施・支払いが行われるものに限り計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。